

墨田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

所得税法の一部改正により、本条例で引用している「控除対象配偶者」の定義が「同一生計配偶者」に改められたことに伴い、心身障害者福祉手当の支給要件に影響が生じないよう所要の規定整備を行う。

2 改正概要

心身障害者福祉手当の支給要件の 1 つである所得の判定に用いる「所得税法に規定する控除対象配偶者」を「所得税法に規定する同一生計配偶者」に改める。

3 施行期日等

公布の日から施行し、平成 3 1 年 8 月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用する。

4 参考

所得税法の一部改正による「控除対象配偶者」及び「同一生計配偶者」の定義

|         | 改正後                                                           | 改正前                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 控除対象配偶者 | 同一生計配偶者のうち、合計所得金額が 1, 0 0 0 万円以下である居住者の配偶者                    | 居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）のうち、合計所得金額が 3 8 万円以下である者 |
| 同一生計配偶者 | 居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）のうち、合計所得金額が 3 8 万円以下である者 | —                                                             |